

(7) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和4年5月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する駐在所の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

甲 岩美郡岩美町 個人

乙 岩美郡岩美町 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金88,660円を甲に、49,500円を乙に、それぞれ支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和4年3月26日

(2) 事故発生場所

岩美郡岩美町大字岩井169番地1

鳥取県鳥取警察署岩井駐在所駐車場内

(3) 事故の状況

鳥取県鳥取警察署岩井駐在所の屋根の一部が、強風により飛散し、和解の相手方がそれぞれ当該駐在所駐車場内に駐車していた軽貨物自動車1台及び普通乗用自動車1台に当たり、それぞれの車両が破損したものである。